

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

### 1 日時

平成27年1月28日（水）午後2時00分～午後3時45分

### 2 場所

福岡地方裁判所中会議室

### 3 主催者

福岡地方裁判所

### 4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 平塚浩司（第2刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 山田 徹

福岡県弁護士会所属弁護士 松田 真禎

福岡地方裁判所裁判官 潮海二郎（第2刑事部判事）

### 5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

## 1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想, 印象

○司会者

これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

裁判員経験者の皆さん方には、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、福岡地方裁判所第二刑事部の裁判官の平塚と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日の予定でございますが、最初に、私から、皆さんがそれぞれ担当された事件を簡単に紹介させていただきますので、担当された事件について、お一言ずつ、全体的な感想、印象についてお話をいただきたいと思います。

その後、担当された裁判員裁判の証拠調べなどの審理、あるいは評議がわかりやすいものであったかどうかということ、審理の段階ごとに御感想や御意見を伺いたいと思っております。裁判員経験者のアンケート結果を見ますと、審理がわかりやすかったと御回答いただいている方々の割合が年々低下しているということでございますので、審理手続につきまして裁判員を御経験された皆さん方から具体的な御意見を伺いまして、よりよい裁判員制度、裁判員裁判を目指したいと考えております。そして、最後に、今回の意見交換を踏まえて、これから裁判員になられる方々へのメッセージなどを聞かせていただければと思っております。本日は、このような進行で進めさせていただきますので、裁判員制度についてお気づきになったり、あるいはお感じになったことについて御自由にお話しいただければと思っております。

それでは、まず、私から、皆さんがそれぞれ担当された事件を簡単に紹介させていただきますので、担当された事件の審理に関する全般的な印象あるいは感想をお一言ずつお話しいただければと思ひます。

裁判員経験者1番さんが担当された事件を紹介させていただきます。1番さんが担当された事件は外国人の被告人が航空機で来日して、スーツケース1個に隠匿し

た約5kgの覚せい剤を密輸入したけれども福岡空港の税関で発見されたという事案です。スーツケースに覚せい剤が隠匿されていることを被告人がわかっていたかということが争点であり、税関職員2名の証人尋問が行われたようでございます。それでは1番さん、よろしく申し上げます。

○裁判員経験者1

私の印象としましては、5kgの大麻をまるでミルクパウダーのような感じで入れて密輸して、その密輸した量も5kgも密輸したのに、刑を決めるときに前例をもとにして決めるじゃないですか。例えば、全部で5kgだったら、今までの例えば10年とか、そういう前例を基本にして決めるのがどうかなとそのときは思ったのですが、いろいろ皆さんと評議した結果、14年という形になったのですが、あくまでも前例であって、その前例は、私の考えでは一応基準として、今後はもう少し厳しくしていったほうがいいのではないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。量刑の関係についての御意見、御感想だったと思いますが、のちほど量刑の関係の評議についても御意見をいただきたいと思っております。

次に2番さんが担当された事件でございますが、共同住宅に居住していた被告人が隣の部屋の騒音に苛立って、隣の部屋に放火して部屋を焼損したという放火の事案ですけれども、被告人に自首が成立するかということと、量刑が争点だったと思っております。この事件では、隣の部屋の住人の証人尋問が行われたようでございます。それでは2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者2

本人は仕事もしていなくてパチンコが毎日のような口ぶりでした。それで、隣の人のいろいろなトラブルで、かっとなって火をつけたという事件でございましたが、いろいろ話して、法廷の中で本人の意見も聞きながら刑を決めるときにいろいろやり取りしましたが、何も仕事をせずにパチンコ生活しているにもかかわらず、裁判長から今後のことについて聞かれたときには、福祉の仕事をしたいとか言

っていましたが、とてもじゃないけど今の振る舞いで福祉の仕事ができますかと私は本人に質問しました。本人は、やりますということでしたけども、その辺りが信じられませんでした。刑務所でのいろいろな指導により更生してもらえればということをお祈りしています。

○司会者

ありがとうございました。続きまして3番さんが担当された事件でございますが、3番さんと4番さんが担当された事件は同じ事件であり、1番さんが担当された事件と似ているところもございます。外国人の被告人2名が複数の者と共謀して、着衣の下に覚せい剤合計約1kgを隠匿して航空機で来日し、覚せい剤を密輸入したけれども福岡空港の税関で発見されたという事案です。同じ航空機で来日した者が運んで密輸した覚せい剤について被告人両名に共同正犯が成立するかどうかという点、あるいは被告人のうちの1名が運んで密輸した覚せい剤について他の1名が共同正犯となるかどうかといった点、それから他の共犯者との間の共謀が認められるかどうかといった点など、かなり争点が多く複雑な事件だったと思います。この事件では、共犯者2名の証人尋問が行われたようでございます。それでは3番さん、よろしく申し上げます。

○裁判員経験者3

中国や台湾では、覚せい剤が1kgを超えていたら、死刑になるのではないかと思います。でも日本では、たった8年くらいの判決でしたから、ちょっと量刑は軽いかと思っていました。今回参加させていただいたことは日常生活では味わえない経験で素晴らしいと思いました。

○司会者

ありがとうございます。量刑の関係の御意見だったと思いますので、1番さんと同じように後ほど評議のところの場面で量刑についても触れることになるかと思えます。次に4番さんお願いいたします。

○裁判員経験者4

事件の内容は覚せい剤の密輸で3番さんと同じ事案だったのですけれども、台湾出身者の事案ということで、公判中、通訳人が入ったのですが、通訳のされ方というか、言葉を日本語に直すときにちょっとひっかかる場所があり、裁判官からも指摘がありましたが、きちんとうまく伝わらない感じがしたところも多々ありましたので、その点が少し改善すべき点かなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。本件は外国人事件であり、証人尋問あるいは被告人質問で通訳人が入ったということで、通訳のあり方についての御意見ということで伺います。審理方法についてのところでまた御意見を伺おうと思います。続きまして5番さんが担当された事件ですけれども、実弟の面倒を見ていた被告人が、その実弟の態度に苛立ちを爆発させて約4時間近くにわたって殴る、蹴るなどの暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事案です。被告人の暴行と被害者の死亡との間に因果関係があるかどうかということが争点で、遺体解剖をした医師などの証人尋問が行われたようでございます。では5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者5

やはり人を死なせたということで、今回の場合は、傷害致死になっているのですが、人を死なせることの殺人と傷害致死との分かれ目、その辺がよくわからなくて、最終的にこれも量刑の問題になってしまうのですけれども、人を死なせたにしては過去の前例を見ながら、いろいろ判断されたのですが、量刑がどうだったのかなというのをちょっと感じています。それと、実際、因果関係があるのかというような話をしたときに、現場の当時の状態はどうだったのかということ話し合いはしたのですが、ちょっとその辺が時間の制約もあったのか余り理解できないままに終わった感じがあり、それがちょっと消化不良ぎみだったかなという感じがしています。

○司会者

ありがとうございます。量刑の点とそれから事実関係の因果関係の認定のところ

での評議についての御感想、御意見をいただいたと思いますので、評議のところでもまた触れたいと思います。

続きまして6番さんが担当された事件でございますが、6番さんと7番さんの事件も同じ事件だったということで、実母と2人暮らしの被告人が、弟夫婦が認知障害のある実母の世話を自分だけに押しつけているということに不満を抱いて、義妹に対して殺意をもって包丁を胸目がけて突き出して、義妹に対してけがを負わせたという殺人未遂の事案です。被告人の責任能力と殺意の有無が争点だったということで、被告人の精神鑑定を実施した医師の証人尋問が行われたようでございます。6番さんお願いいたします。

#### ○裁判員経験者6

被告人が知的障害のある方で、それで弟の奥さんを傷つけたというもので、実際の判決が殺人未遂事件の執行猶予付きになったのですけれども、家族間の確執みたいなものがいろいろ見えてきて、被告人が法廷でいろいろ話したときに被告人の気持ちもすごくわかりましたし、実際に被害にあった弟さん夫婦も証人尋問で発言されていたのですが、知的障害者の御家族の気持ちというものもわかるような気がしました。判決は妥当というかよかったのではないかなと思います。ちょっと心配なのが、被告人が今後どのように生活していくのか、実母が施設に入れられ、被告人一人になってどのようにして生活していくのかなという心配面がありました。

#### ○司会者

ありがとうございます。それでは7番さんお願いします。

#### ○裁判員経験者7

私も同じ事件を担当しました。殺人未遂ということで未遂で終わったのでよかったなと思ったのですが、検察官が説明することと、弁護人が説明すること、また被告人や証人といろいろな方の話を聞くと、事件の見方が全然違ってどれが本当なのかなというような感じでした。やはり最初に検察官が話されたことで、こういうことが起こったのだなというようなことをすり込まれたような気がしましたが、で

も被告人の話を聞くと何かまた全然違うような感じがしました。やはり人によって見方が違うわけですから、何が本当なのかなということを証拠に基づいて判断するのは、それぞれの人の感情があるわけですから、難しい事件であったなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。6番さんと7番さんが担当された事件というのは、御家族の関係とかも考えると処分に非常に悩まれ、量刑についていろいろとお考えになるところがあった事件だということだと思いますので、この点も評議の量刑のところでまたお話をいただきたいと思います。

## 2 審理等における感想、意見

○司会者

皆さん方から一通り担当された事件についての御感想をいただきましたけれども、まず証拠調べがわかりやすかったかどうかというところをお聞きしたいと思っております。

証拠調べには、実際に証人が来たり、被告人の話を聞いたりという手続と証拠書類を朗読されたり、あるいは書画カメラやパワーポイントを示して映し出されたりという手続があったかと思えますけれども、その中でまず、証人あるいは被告人のような、実際に法廷の中で、来た人から話を聞くという手続についてわかりやすかったかどうかというところについて御意見を伺っていきたいと思っております。

特に、今回御出席いただいた方の中には、外国人事件で1番さん、3番さん、4番さんは通訳人が入られており、5番さん、6番さん、7番さんの事件については、それぞれ遺体解剖をした医師あるいは精神鑑定医ということで、いわゆる専門家の証人に対する証人尋問が行われたということでございますので、その通訳人を介した尋問あるいは専門家に対する尋問がわかりやすかったかどうかについてお伺いします。また、わかりやすかったとすれば、こういうところでこういう工夫がされていたからわかりやすかったとか、逆にわかりにくかったとすれば、こういうところ

が問題だったのでわかりにくかったのではないかとか、どのような工夫をすればわかりやすくなるのではないかというところについて、お感じになった点をお伺いしたいと思います。

まず、通訳人を介しての証人尋問、被告人質問ということでございますが、1番さんいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者1

被告人が話したら、すぐにきちんと通訳してもらいましたのでわかりやすかったと思いました。

○司会者

通訳人が入られていても、問題なくスムーズだったということでしょうか。

○裁判員経験者1

そうです。

○司会者

通訳人が入られたことに対するストレスはなかったですか。

○裁判員経験者1

それはなかったです。

○司会者

ありがとうございます。次に3番さんはいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者3

私は中国語は理解できますので、通訳人の通訳に少しわかりにくいところがあったので、逆に聞いたら、さらに複雑になったことが何回かありました。

○司会者

通訳人を介したときに、1回のやりとりではわからなかったところをもう1回聞いたら、さらに何か複雑になってしまって、かえってわかりにくくなってしまったという場面があったということでしょうか。

○裁判員経験者3

はい。

○司会者

ありがとうございます。4番さんは、先ほど御意見をいただきましたけども、具体的にどういうところかをお願いしたいのですが。

○裁判員経験者4

具体的に言いますと、公判中、被告人を含めて5人ほど外国人の名前が出てきたのですが、その中の名前で発音が違う形で発音されていたので、資料にない方の名前が出てきたように勘違いする場面があったので、裁判官が一旦尋問を止めて指摘したことがあり、ちょっと混乱を招いたと思います。そのところで通訳人が入るときはもう少しきちんとわかるようにしてほしいと思います。

○司会者

ありがとうございます。3番さんと4番さんが担当された事件は外国人の関係者が複数関与している事件ということでただでさえ混乱する上、外国人の名前を資料とは違う名前で通訳されてしまったので初めて証言で出てきた名前なのかなという混乱をしたけれども、実はこれまで出てきた関係者の名前だったということで、余計難しくなったというか、整理の邪魔になったような通訳だったということでしょうか。

そうしますと、あらかじめ通訳人との間で登場人物についてはこういう訳し方をしてくださいというような形で打ち合わせをすべきだということでしょうか。

○裁判員経験者4

もう1点、公判中に思ったのですけれど、そのときはさすがに言えなかったのですけれど、公判のときの尋問事項というのはある程度通訳する方のために提示してあると伺いました。そうであれば、そういう資料があるのであれば、前もって渡すことができなくても、そのときに渡すことができるのではないかと思います。

○司会者

尋問者が通訳人にこういうことを尋問する予定だというような書面が通訳人に交

付されるのであれば、あらかじめ名前の呼び方とかについてもそのようにお願いしておくべきだということでございますでしょうか。

○裁判員経験者 4

日本語の文章で目にしてきちんと視覚認識できるものがあれば、混乱を招かないのではないかと思います。

○司会者

通訳の問題と実際に登場人物が出てきたところできちんと人物関係図も把握された上での通訳であれば混乱は生じなかったのではないかという御意見ということでお伺いします。

それから、通訳の場合につきましては、通訳人の負担もありますので、質問はできるだけ短く、簡潔にして、通訳しやすくするというのを尋問者は心がけるべきだと言われているのですけれども、皆さんが御経験された通訳あるいは尋問者の尋問内容はいかがだったでしょうか。

1番さんは比較的スムーズだったという御意見だったのですが、そのような配慮というのは尋問者である検察官、弁護人は、お考えになっていたように感じられましたでしょうか。

○裁判員経験者 1

そうですね。別に何の違和感もなく私はずっと聞いていました。通訳人はすごいなどそのときに初めて思いました。

○司会者

ありがとうございます。3番さんはいかがでしたか。

○裁判員経験者 3

特に問題ありませんでした。

○司会者

4番さんはいかがでしたか。尋問者について問題はなかったでしょうか。検察官あるいは弁護人が尋問のときに通訳をしやすいような尋問方法だったのか、あるいは

は尋問が長すぎて通訳がしづらそうだったとか、そういったところはいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者 4

その点は大丈夫だったと思います。

○司会者

ありがとうございます。通訳人を介しての尋問について、検察官、弁護人から何かお尋ねになりたいことはございますか。

○検察官、 弁護人

特にございません。

○司会者

それでは続きまして、専門家に対する証人尋問についてお伺いしたいと思っております。普通に生活をしている中では判断が少し難しいような内容のお話をする専門的な領域についての証人に対する証人尋問が行われた事件ですけれども、まず5番さんが担当された事件では遺体を解剖した医師が証言されたと思いますけれども、いかがだったでしょうか。

○裁判員経験者 5

鑑定の説明自体は非常にわかりやすかったと思います。今回の事件では被告人の暴力によって死亡したということでしたが、被害者自体がロフトから落ちたということもあったのですが、ほとんどが被告人の暴力だろうというようなことの鑑定があったのですが、暴力の酷さとか執拗さとかまでわかるような、非常にわかりやすい説明だったと思います。例えば、ほとんど死にかけている状態のときにさらに暴力を加えた跡がきちんと説明されていたと思います。骨折も相当箇所あったのですが、それも時系列、かなり長時間にやっていたというような説明もありました。実際に亡くなった方の写真とか、傷の写真とかを見なくても、十分こういうことを誰がやったみたいなことは理解できたと思います。

ただ、やはり専門的な内容でしたので、評議のときに持ち帰って皆さんと話して

いる中で、「ここはどういうことだったのだろうか」とか、「わからなかった」とか、あとになって出てきたりしまして、そういった場合にまた質問できるというようなことができたなら、もうちょっとわかりやすかったのかなというような気はしています。

○司会者

ありがとうございます。鑑定の説明自体はわかりやすかったけれども、実際に評議してみるとさらにこの点をもっと聞きたかったなというところが出てきたということでございますね。

○裁判員経験者 5

そうですね。

○司会者

6番さんと7番さんが担当された事件では、被告人の責任能力について鑑定した医師が証言されたと思いますけれども、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 6

知的障害の程度を判断するのに、重度から軽度までの段階のようなものを記載されたプリントがあらかじめ配付されていたので、そのプリントを見ながら精神科医の証言を聞きました。その証言内容が被告人のことをちょっと考えて鑑定を甘くつけていたかもしれないということをおっしゃっていました。本当はもう少し知的レベルが高いのに少し重度にすることで刑が軽くなるということを踏まえて少し甘目に鑑定をしたということだったのですが、そのことに関して、それはそれでわかるのですけれども、そのあとの検察官から精神科医に対する尋問がとても厳しく感じました。そんなにその先生を責めないといけないのかなというくらい結構責められていたので、本当はこのレベルではないのではないか、本当は軽度なのに中程度という判断をしたのではないかということに関してすごく責めるように尋問されていたので、そんなに責めるような質問を先生にしなくてもいいのではないかなとちょっと思いました。

○司会者

配付されたプリントを見ながら，尋問を聞いていたのでわかりやすかった，プラスだったということでしょうか。

○裁判員経験者6

そうです。そのプリントは，知的能力のレベルが記載されており，何点から何点は大体何歳くらいの知的能力があるというようなことが記載されていたと思います。

○司会者

鑑定人の説明自体はわかりやすかったけれども，それに対する検察官の尋問が少し厳しかったのではないかという御感想もありましたが。

○裁判員経験者6

そうですね。鑑定人がちょっと甘目に鑑定したというようなことをおっしゃったので，そうなんだなということで理解できていたのですけれども，それに対する検察官の追及が結構責めるような感じでしたし，引用した論文も間違っているのではないかとか，そもそも引用した論文は今は判断材料として使われていないものではないかとか，鑑定人に対する尋問が少し厳しいように感じました。

○司会者

わかりました。7番さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者7

精神鑑定というのはやはり難しいものだなと率直に思いまして，精神科医の先生の話聞くしかないのかなと思っていたのですが，先生の話もそうですけれども，被告人の証言を聞くことによって，被告人の知的障害がどの程度かとかいうのはわからないのですが，話している感じでは，常識はちゃんとあるのだなとか，ただすごく感情的になりやすい人なのかなとか，それを抑える能力が低いのかなとか，そういうレベルを例えば責任能力があった，もしくはなかった，中間あたりに入るのがそこらへんなのかなとか，先生の説明も聞きながらですけど，すごく責められている感じがあって，何かかわいそうな感じがしました。この先生は悪いことをして

いないのにも思いながら、やはり精神鑑定というのはやはり客観的な要素の1つだと思って、被告人と被害者の状況を判断するのをきちんと見ないといけないのだなという感じを受けました。

○司会者

責任能力を判断するに当たって、精神科医の証言内容はわかりやすかったということでしょうか。

○裁判員経験者7

はい、わかりやすかったです。

○司会者

それを踏まえた形で本当はどうなんだろうと考えるところが非常に悩まれたということでしょうか。

○裁判員経験者7

はい、そうですね。

○司会者

ありがとうございます。専門家の証人尋問ではどうしても専門用語などのわからない言葉を使ってしまって、そこでひっかかってしまって、そのあとがなかなか頭が進んでいかなかったという御意見や御感想を述べられることも多いのですけれども、今回はどうだったでしょうか。5番さんの事件も専門用語とか出てきて、ちょっとこの説明が足りないとか、あるいはあらかじめ専門用語についての説明があったので理解できたとか、そのようなことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者5

特殊な専門用語は余り使われていませんでした。鑑定人もできるだけ言い回しを考えて、わかりやすいように努力されていたような感じがしました。正確に伝わりやすいように、例えば、専門用語を言ったあとに、これはこういうことですよというような説明を加えながら説明されていたので、理解できなかったという記憶はありません。

○司会者

専門家証人の問答の中で専門用語が仮に出てきても、そのときに専門家証人からこの言葉はこういう意味ですというような説明をしながら証言されていたということでしょうか。

○裁判員経験者 5

はい、そうです。

○司会者

ありがとうございます。6番さんはいかがでしたか。

○裁判員経験者 6

特にわかりにくいとは感じませんでした。普通に聞いていて理解できる説明でした。

○司会者

ありがとうございます。7番さんはいかがでしたか。

○裁判員経験者 7

私も同じ意見です。

○司会者

ありがとうございます。それから専門家証人の場合、最初から一問一答で検察官が尋問し、弁護人が尋問し、というパターンもありますし、あらかじめ専門家証人が冒頭でプレゼンテーションといいましょうか、自身の説明を一通りしたあと、一問一答で検察官や弁護人が尋問するという場合もあるのですけれども、5番さんの事件ではどのような方法で尋問されたのでしょうか。

○裁判員経験者 5

まず検察官から尋問されまして、そのあとに弁護人が尋問されたということが一回ずつあったと思います。

○司会者

冒頭に証人の方から一通り説明されたという機会はありましたか。

○裁判員経験者 5

証人が一通り説明をしたあとに、補充でそれぞれが一回ずつ尋問されたという感じでした。

○司会者

ありがとうございます。やはり、専門家証人が冒頭に一通り説明して、証言された方がわかりやすかったということはなかったでしょうか。最初から一問一答であったらどうか、仮定の話になりますけども、そのような方法であったら、どうお考えになったか御意見をお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者 5

鑑定内容が死亡した方の骨折や内出血の状況というテーマが1つでしたので、尋問をわけられてもかえって混乱するのかなという気がします。

○司会者

ありがとうございます。6番さんはどんな手続だったでしょうか。

○裁判員経験者 6

証言台に立たれて検察官からの尋問に対して医師の先生が答えられたと思います。

○司会者

専門家証人が作成されたパワーポイントを示しながら、専門家証人が一通り説明したあとに尋問が行われたというのではなくて、冒頭から検察官が尋問する形だったのですか。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

専門家証人から一通りの説明がないまま、一問一答で尋問されていても特にわかりづらいとかいうことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者 6

そうですね。知的障害の程度に関する資料を事前にもらっていましたし、知的障

害のレベルがどのくらいのものなのかということに対する尋問でしたので、特に流れを説明されなくても大丈夫だったと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員経験者7

私もそんな感じだったと思います。

○司会者

わかりました。そのほか、専門家証人の証言を聞くに当たってこういう配慮をしてほしかった、あるいはこういう尋問の仕方をしてくれればよかったのにというようなところが何かございましたでしょうか。5番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

検察官の尋問はわかりやすかったと思います。何を聞かれていてもちゃんとわかりやすかったのですが、弁護人の尋問の意味がなかなかつかめなくて、結局証人の答えも思ったとおりではなかったのか、結局何の尋問だったのかなというふうなことが結構あったような気がします。

○司会者

弁護人からの尋問の意図がわかりづらかったということでしょうか。

○裁判員経験者5

はい。

○司会者

わかりました。6番さん、いかがでしたか。

○裁判員経験者6

そんなにわかりにくいことはなくて、ただもうちょっと尋問は単純でいいのではないかなと思いました。「うそを言っていないですか」みたいな感じの検察官からの尋問というのが厳しいなという印象がありまして、そこで時間をとることで何かの判断に役立つのかなとか、そんなに時間をとらなくても、「被告人の知的障害の

レベルはこれくらいという判断をしました。ただ、少し甘目につけています。」ということがわかれば、それでいいのではないかと思ったのですが、検察官は結構根掘り葉掘り尋問して、引用した論文の信憑性まで疑わしいみたいな感じのことまで言われていました。

○司会者

わかりました。検察官からの尋問が少し重複というか、必要性に乏しいような内容があったのではないかという御意見ですね。7番さん、いかがでしたか。

○裁判員経験者7

わかりやすかったような気がします。

○司会者

ありがとうございます。専門家証人についての証人尋問等について御意見をもらいましたが、検察官、弁護士から何か質問しておきたいことはありますか。

○検察官

5番さんに御質問させていただきたいのですが、負傷状況等に関する写真、あるいは凶面等の証拠は取り調べられなかったということなのですが、逆に専門家証人の証言内容の理解を助けるためにこんな証拠があったほうがよかったのではないかとといったような証拠というのはありましたか。

○裁判員経験者5

私は余り感じなかったのですが、裁判員の中にはやはり傷の写真とかがあったほうがよかったという感じを持たれた方もおられたような気がします。ただ、私はさっきも言いましたように、担当させていただいた事件については十分理解できたのかなと思います。

○検察官

6番さんもしくは7番さんに御質問させていただきたいのですが、この事件の証拠調べの際に冒頭陳述という手続があったと思うのですが、そこで責任能力があったかどうかというのが争点ですという形で検察官から説明があったと思うのですけ

ども、責任能力の有無を判断するに当たってこういう点に着目してくださいといったような説明はあったでしょうか。もしなかったとすれば、そういった説明があったほうが専門家証人の証言内容をよりよく理解できたのではないかと、そういった事情があったかどうかについても重ねてお示しいただきたいのですが。

○裁判員経験者6

弁護人が作成した資料は、最初にもらった資料に確か知的障害の知的レベルが書いてあり、被告人は無罪みたいな感じの文章が書いてあったので、それを見たときに無罪ということを前提に置いて評議をするのかな、もう無罪なのかなとそのプリントを見て思いました。実際には違いますよということを裁判官がすぐに教えてくださいまして、知的障害がどの程度というのを見た上で判断しました。

○検察官

検察官からは、冒頭にこういう意見に着目してくださいという説明がなかったということですか。

○裁判員経験者6

はい、なかったと思います。

○検察官

説明があったほうがよかったと思いますか。

○裁判員経験者6

はい、あったほうがよかったかもしれません。

○裁判員経験者7

弁護人が被告人の知能は7歳程度であり、常に責任無能力者として扱われるということを書かれていたので、そういうものなのかなと思いましたが、これに左右されてはいけないような気がするなと思っていたら、やはり裁判官もそういうふうにおっしゃっていたので、これは余りにもそれを誇張するのはちょっと違うのではないかという感じがしました。

また、やはり知的障害とか、責任能力のありなしという判断はやはり難しいもの

ですので、ある程度の基準とかを示されたほうが考えやすかったと思いました。

○弁護士

5番さんに御質問なのですが、先ほど弁護人からの反対尋問で何のために聞いているのかちょっとわからない点があったということだったのですが、その点を少し具体的にお聞かせください。弁護人として期待している答えが出てこないというところがあったので何か同じような尋問を繰り返していたというような状況だったのでしょうか。

○裁判員経験者5

私の受けた印象では、結局致命傷は何なのかということになったのですが、被告人からの暴力によるものなのか、2m上くらいのロフトから落ちて、それが原因なのかというふうなことを弁護人が言われていまして、何とかそちらの方向に導こうというような感じでいろいろと尋問されていたのですが、ちょっとそれ自体が非常に苦しいのかなという感じを受けました。しかもそれを尋問して、その結果として何かわかるのかなという、その辺もはっきりわからなくて、何か同じようなことを繰り返し聞かれて、細かい議論に入っていったような気がして、正直いって分かりにくかったという印象を受けました。

○司会者

ありがとうございます。2番さんの事件では、特に通訳人とか、専門家の証人が入ったということはなかったようですが、隣の部屋の住人の証人尋問と被告人質問が行われたと思いますが、その証人尋問、あるいは被告人質問はわかりやすかったのでしょうか。

○裁判員経験者2

はい、大体わかりました。

○司会者

尋問の仕方などにこういう点を工夫すべきだということではなく、比較的スムーズに頭の中に証人が何を言いたいのか、被告人が何を言いたいのかということが入

ってくるような質問だったということでしょうか。

○裁判員経験者 2

はい、そうです。ただ、私の方からもうちょっと深くお聞きしたかったことは、親の面倒を見きれなくて、反対に親の年金でパチンコ生活していたのに、先ほども申し上げたように、なぜ福祉の仕事ができるのかということをもっと具体的に詳しく突っ込んで、弁護士や検察官から話していただきたいかったです。

○司会者

尋問の仕方というわけではなくて、内容面の突っ込みが少し足りないのではないかという御感想を持たれたということでしょうか。

○裁判員経験者 2

はい、そうです。

○司会者

ありがとうございます。これまで専門家証人や通訳事件の関係をお聞きしましたがけれども、一般的に証人尋問、あるいは被告人質問でこの尋問、質問の意図がわかりにくかったとか、あるいは尋問方法が適切でなかったとか、あるいは何でこの証人が必要だったのかわからなかったとか、いろいろな御意見、御疑問がありましたらお話しいただきたいと思うのですが。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

○裁判員経験者 4

検察官の質問のときに、5W1Hがはっきりしないことが多々ありまして、これについて裁判官と別室で話して、そういうようなはっきりしないときは注意していただくようにしたのですけれど、やはり1回ではなく、検察官が質問されるときに本当に場面もはっきりわかりづらい質問の仕方、時軸というのも少しおかしな感じになるような、いろいろ多方面で捉えられるような質問の仕方をされたので、何回か裁判官から言っていたということがありました。それで評議の段階になっても、あのかのときの検察官の話の仕方、質問の仕方は混乱するようなことになるという話をしました。検察官はそういうことがあったときに、あとから検察官同士で

話をされたり、検討されたりするのですか。それともそのようなことはなく、また同じことが繰り返されてしまうのですか。

○検察官

検察官の経験と技量によるところが大きいと思いますけども、実際にどういう尋問を個々の検察官がしているかということを検証する場というのはそれほど多くはないと思います。問題がある判決が出たときにはそれを検証するということはあります。

○司会者

検察庁、あるいは弁護士会でも、例えば尋問技術の向上のための研修とか、勉強会とかいうのも開かれていると伺っていますけれども、いかがですか。

○検察官

そういったものはないと思いますけども、5W1Hを意識してというのは当然のこととして検察官も認識していると思います。私自身もそういうふうに心がけておりますが、あとは経験と技量ということで御理解いただければと思います。

○司会者

弁護士会も尋問技術の向上については何か取り組まれていらっしゃいますでしょうか。

○弁護士

弁護士会でも研修会などを開催させていただいているのですが、やはり弁護士というのは職業団体なので、皆さんに参加してくださいと強制をすることはできませんので、どうしても任意参加という形になってしまいます。多人数が参加しても研修が全部行き届かないということもございしますが、できる限りの範囲内では行っていますし、特に、裁判員裁判を担当する弁護士向けには常に研修をさせていただいています。ただ、検察官と同じですけども、各弁護士の経験というところに影響している部分は多いかと思います。

○司会者

よろしかったでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

ありがとうございます。ほかに尋問、質問を聞いていて気になられた、このあたりを改善したほうがいいのではないかというような御感想を持たれた方はいらっしゃいますか。

○裁判員経験者 7

弁護人の説明がすごく早口で、ストーリーがすごく長かったように感じました。もう少し要点をまとめてというか、簡潔に示してくれたほうが、この場ではこういう状況だった、こんな面はこういう状況だったということがわかりやすかったのではないかなと思います。すごく文章をだらだら読んでいるような印象であり、また弁護人がつくったストーリーのようにも感じられますし、何かそれを早口で言われるので、疑問点が浮かんでもまた次の場面の話をすぐにされているので分かりにくかったように思いました。何か物語をずっと読んでいるような印象を受けました。

○司会者

ありがとうございます。今のお話は、証拠調べが終わった後の論告、弁論に関する御意見であり、弁論のときの弁護人の主張がずっと文章を読んでいて、なかなか頭に入ってこなかったということでしょうか。

○裁判員経験者 7

はい、そうです。

○司会者

のちほど、論告、弁論についても触れたいと思いますので、その際に御意見をいただこうと思います。ほかに証人尋問、被告人質問で何か気になられた点はございませんか。こうしたほうがいいのかとか、先ほども申し上げましたが、この証人を何で呼んできたのかなとか、その意図がわからないとか、そういう疑問は

特になかったということでもよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきますが、そのほかの証拠調べ、証拠書類の取り調べの関係ですが、供述調書が朗読されたり、あるいは実況見分調書として図面とか写真、パワーポイントなどがモニターに映し出されたと思いますが、その証拠書類の取り調べ方法で何かわかりにくかったとか、こうすべき点があるのではないとか、もっと工夫すべき点があるのではないとかお感じになったようなところがありましたでしょうか。また、供述調書が朗読された際に内容が長すぎてよくわからなかったとか、あるいはその朗読の仕方が早口過ぎてついていけなかったとか、証拠書類の取り調べでこの点を改善すべきだとかいうようなことを感じられたという方はいらっしゃらないでしょうか。

○裁判員経験者6

証拠写真に関してですけれども、今回の事件があった家の台所の写真とか、血痕の写真とか、使用された包丁の写真が出てきたのですけれども、被害者の血痕だけでなく、被告人の血痕も恐らくあって、ソファの下に結構血だまりのような写真があったのですけれども、その血だまりが誰の血痕なのかとか、被害者のエプロンの胸の辺にも結構大きな血痕があったのですが、その血痕が誰のものなのかということに関して調べられていなかったもので、誰のものなのか、被害者のものなのか、被告人のものなのか、そのあたりをもう少し調べてあったほうがよかったと思いました。

○司会者

証拠写真の中で、もう少し詰めて証拠として出してもらわなければいけないようなところが足りなかったというような御感想ですね。

○裁判員経験者6

そうですね。結構大きな血痕が誰のものか調べられていなかったもので、最初見せられたときは被害者のものとばかり思っていたのですが、実際には恐らく被告人のものと思われる血痕だったので、誰のものなのかをはっきりしておく必要があった

のではないかと思いました。

○司会者

証拠調べを終わった段階でも結局わからないまま、最後の評議の中で恐らくそうだろうというようなことになったということでしょうか。

○裁判員経験者 6

そうですね。結局調べていないという形でしたので。

○司会者

そうすると、裁判員からしてみると、確定しておかなければいけない必要なものについての証拠が少し足りなかったのではないかという御感想ですね。

○裁判員経験者 6

そうですね。そういう状況になったときに恐らくこの血だまりは被告人の血だまりだろうという話になったのですが、写真を見せられたときに、「この血痕は誰のものですか」と言ったら、「わからない」ということだったので、大きな血痕とか重要になるべきものの血痕に関しては事件があった日にお調べになったほうがいいのではないかと思いました。

○司会者

わかりました。今のように必要な証拠がなかったとお感じになるものとか、あるいはこのような証拠が何のために必要だったのだろうとか、余計な証拠だったなどかというような証拠の内容のところでも結構ですが、何か御感想はございませんか。

○裁判員経験者 4

覚せい剤の密輸の事案だったのですけれど、覚せい剤を渡すときに、渡された方がきちんと覚せい剤が見えていたか、見えていなかったかというところが特に罪状認否のところではっきり本人が認識できていたか否かというところで、裁判員の人たちから、どうして公判前整理手続というものが終わった後なのに、これをちゃんと見たのか、見ていないのか確認するという作業ができないのだろうねという話がありました。それが被告人質問したときにはっきり答えてもらえれば、ある程度き

ちんと確定できたであろうことが確定できずにグレーゾーンのまま、それこそわからないというところで認定しなければいけないということがあったと思いますけど、そこがちょっと問題でした。

○司会者

覚せい剤が見えたか、見えなかったかというところを、例えば再現したりなにかすれば、ある程度わかったはずなのが、そのあたりが証拠化されていなかったのがグレーのままで事実認定しなければいけなかったというような御感想を持たれたという、局面があったということでしょうか。

○裁判員経験者 4

はい、そうです。

○司会者

わかりました。6番さんの関係で気になったのですが、血だまりの写真等の証拠調べがあったのでしょうか。5番さんは、先ほど、傷のところは写真が出てこなくて、裁判員にはそういう写真があったほうがよかったと言われる方もいたけれども、5番さんは別にそれほど必要性がなかったということだったのですが、6番さんや7番さんの担当された事件の写真ですが、血だまりということですので、それがそのまま証拠として写真が映し出されたという証拠の取り調べ方法だったのでしょうか。

○裁判員経験者 7

はい、血だまりの写真を見させていただきました。

○司会者

それは色を変えたりもされず、何も加工されていないものでしたか。

○裁判員経験者 7

はい、そうです。

○司会者

その状況を見て、特に驚くようなことはなかったですか。

○裁判員経験者 7

そこまで酷くは感じませんでした。台所に点々という血の跡と、被告人が部屋に入ったときに付いた血痕で、ある程度大きいものではあったのですが、気持ち悪いとかという印象は余りなかったです。けがをされた被害者の状況は、絵の図面でした。

○司会者

体の部分は写真でなくて、図面で示されたということですね。

○裁判員経験者 7

はい、そうです。

○司会者

ほかの裁判員からもあの写真はちょっとびっくりしたねとか、そんな御感想を持たれたような方はいらっしゃいませんでしたか。

○裁判員経験者 7

はい、いなかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。

○裁判員経験者 7

6番さんが先ほどおっしゃったように、誰の血痕なのか、血液検査みたいなものが必要だったと思います。やはりちょっと鑑定が足りなかったのではないかなということは思いました。

○司会者

証拠書類の取り調べにつきまして、経験者の皆さんから御感想、御意見をいただきましたけれども、特にこの点について、検察官、弁護士は何か御質問はございますか。

○検察官、弁護士

特にありません。

○司会者

御質問がないようですので、先ほど7番さんから御指摘があったところでございますが、証拠調べを終えて検察官、弁護人から論告、弁論といいまして、それぞれ証拠調べを踏まえた意見が述べられたと思いますけれども、その論告、弁論はいかがだったでしょうか。

7番さんからは、弁護人の弁論が早口だったという御意見がございましたが、検察官の論告や弁護人の弁論に関して、ほかの皆さんはいかがでしょうか。また、ペーパーが配付されたと思いますが、そのペーパーについてもあわせて御感想をいただきたいと思います。

○裁判員経験者1

論告、弁論ともに分かりやすかったと思います。ほかの裁判員からもわかりにくかったという話は出なかったです。

○司会者

わかりました。先ほど7番さんから、弁護人の弁論が長いということだったのですが、6番さんはどのようにお考えになりましたか。

○裁判員経験者6

弁護人の弁論はすごく細かくて、例えば、包丁が1本出てきたのですけれども、もう1本ほかに台所にあった包丁を被告人の弟さんが危ないと思って隠したとのことですが、弁護人が言うにはお互いに包丁を突き出した瞬間があったのではないかとか、いろいろなストーリーが組み立てられていて、やはりそれにはちょっと無理があるのではないかとということで、あり得ないかなと思うようなストーリーが出てきたりしていました。また、流し台を真ん中にして、その流し台に対して右側に立っていたか左側に立っていたか、台所で起きた事件でエビの背わたをむいているときだったので、そのエビがどこにあったかとか、余り事件とは関係ないのではないかなというような細かいところで結構時間をとっていたので、そんなに時間をとることで何か判決を左右するような重要なことではないのではないかなと思った場面

が少しありました。

○司会者

弁論の中に判決の結論を左右するようなものでない、ちょっとした周辺事情みたいなものについてまで詳しく触れられていたのでポイントがわからなかったということでしょうか。

○裁判員経験者6

はい、そうです。途中で右側に倒れたのか左側に倒れたのかとか、包丁をお互いが突き出す場面があったのではないかと、考えが1つのことに対して、例えば、刺そうとした場面があったかどうかとか、上半身に向かって刺したかどうかとか、そういうところが重要かなと思ったのですが、立っていた位置が若干右か左とか、右側に倒れ込んだのか左側に倒れ込んだのかとか、それは特別どちらでもいいのではないかと思ったことで少し時間をとっていたような印象がありました。

○司会者

ポイントでないところに時間をとってしまって、弁護人が、本来考えてもらうようなところに焦点が当たらないような弁論になっていたのではないかということでしょうか。

○裁判員経験者6

とても細かったので、弁護人の証人に対する尋問とかも、証人の言葉の言い回しが以前と変わっていると言って、何月何日はこう言っていたのに、その後10日後にはこう変わっているというような表を出されたのですが、そこまで重視しないといけないのかなと疑問に思いました。

○司会者

6番さんと7番さんの弁論では、供述の一覧みたいな表が出てきたようですが、今の6番さんのお話ではちょっと細か過ぎて余りそこを評議で取り上げてということではなかったようなものも出てきていたということでしょうか。

○裁判員経験者6

はい、そうです。

○司会者

ありがとうございました。このほかに論告，弁論のところで何か検察官，弁護人は，こうすべきではないか，こうした方が裁判員にとってわかりやすいのではないかというような御意見はございませんでしょうか。

○裁判官

3番さんと4番さんが担当された事件と思いますが，弁護人が2人おられてそれぞれの弁論の内容が1人は表形式みたいな形で弁論を出されて，もう1人は普通に読み上げ原稿みたいな形だったようですが，比較してどちらがわかりやすかったということはありますか。

○裁判員経験者4

表形式で出されたほうがわかりやすかったですし，もう一人の弁護人から文字がずらっと並んだ原稿のようなものを渡されたときには，これには参りましたねという感じで裁判員の皆さんは言っていました。もう少し時軸をもとにしたような形式を使うとか，ほかにやり方があったのではないかという意見が出ていました。

それと，検察官からの被告人質問のときに，検察官は事案の見立てみたいなものをつくって個々の証拠価値というのを見出すような感じでお話をして質問されていたのですが，そこに見立てどおりにいかない部分があるように感じて言葉がちょっと詰まったりしていたのです。それで，そのときは検察官に立証責任があるというなら，やはり二の手，三の手を準備しておくべきであろうということをお話していました。そこがちょっと残念でした。

○司会者

どうもありがとうございました。やはり，冒頭陳述や論告，弁論は，例えば，囲みとか矢印とか表形式でつくられているほうが，文章形式で何ページにもわたっているものよりも，目で見てわかりやすく，整理して頭に入ってきやすいという御意見は皆さんもお考えは同じということでしょうか。

続きまして、冒頭に皆さんから御意見いただいた評議に関連した御意見、御感想をお伺いしたいと思います。公判廷での審理が終わりまして、評議室で裁判官3名と裁判員で、有罪か無罪か事実認定したあとで、有罪であるとして刑期を決めるといふ評議をするということになりますが、皆さんは自由に御意見を言うことができたでしょうか。率直なところをお話しいただきたいと思います。

○裁判員経験者1

はい、全員の皆さんが言いたい放題に意見を言えました。量刑を決めるに当たって、例えば、覚せい剤が何kgくらいだったら、どれだけの刑とかいう過去の事例のグラフを見せてもらって、私たちも決めたのですが、それで本当にいいのかなというのは感じました。

○司会者

今言われたことは、評議の中で裁判員は自由に発言されていたけれども、最後の量刑を何年と決めるときに量刑検索システムの量刑グラフを使いながら、担当した事件の量刑を考えるに当たって参考にさせていただいたと思いますが、量刑グラフを参考にしたけれども、実際にこの量刑でよかったのかどうかというところについては少し考えるところがおありだったということでしょうか。ほかの皆さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者4

私たちのときも自由に言える雰囲気でも、もちろんどんどん言われる方もおられますが、やはり気持ち的に前に前に余り意見を言えない方もいらっしゃるもので、そこを上手に裁判官が引き出していただいたという印象を受けました。

○裁判員経験者1

全員が意見を言えたと思いますが、やはりなかなか意見を言えない人も中にはおられたかもしれないので、各人が自分の意見等をメモに書いてもらうというようなやり方をした場面もありました。そのようなやり方もよかったと思います。

○司会者

6番さんと7番さんの事件の評議はいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者6

自由に言える雰囲気だったと思います。それぞれ意見は違いましたけれども自由に発言できました。

○司会者

ありがとうございました。意見を言いやすい雰囲気だったというようにお話をいただいて大変ありがたく思うのですが、もっとこうすればよりよい評議になるのではないか、この点をもう少し配慮してくれたらよかったのにとというようなところはございますか。

○裁判員経験者7

やはりよくしゃべられる方としゃべられない方とおられ、それを上手に裁判官が話を振っていただいたり、長くしゃべる方については、裁判官がうまくまとめる努力をされていたような印象を受けました。

○司会者

ありがとうございます。これまでは審理、評議の場面に限った形でいろいろと御意見をいただきましたけれども、全体を通して担当された裁判員裁判の感想をお聞かせいただきたいと思います。

○裁判員経験者5

私が担当した事件は、評議でも全員がしゃべっていましたし、公判廷でも質問を必ず1回はしてくださいと裁判官からも言われていましたので、常に質問を考えながら臨んでいたのですが、質問の仕方として、どこまで踏み込んで質問していいものかということを常に考えていました。私のイメージでは裁判官はあくまでニュートラルというイメージがあるものですから、そうすると裁判員も何か矛盾を感じたりとか、おかしいことを言ったときに「それはおかしいでしょう」とか疑問を思ってもどこまで聞いていいものかというのがよくわかりませんでした。結局、疑問に思ったまま公判が終わってしまって、あとは評議でいろいろとみんなで話し合うと

いうことになったのですが、その辺がどこまで裁判員として裁判に参加していいのかわかるというのはかなり悩んでいたというような記憶があります。

○司会者

ありがとうございます。例えば、証人、被告人に対する尋問、質問において、検察官、弁護人からの尋問が終わった後、裁判所から補充して尋問する前に評議室へ戻ったり、または戻る時間がなければ、法廷の裏に行って、裁判官から疑問点はなかったでしょうかとかいうようなやりとりはございましたでしょうか。

○裁判員経験者5

最初はあるのですが、その後は私たちが慣れたと思われたのか、裁判官からは、私のほうを見てくださいね、指しますからと言われて質問するようになりました。そういうことまで言っているのかなと思うくらいに結構発言することができました。

○裁判員経験者7

私たちのときもそのような時間をとってもらいました。時間がないときは法廷の裏で話すこともありましたが、評議室へ戻って10分くらい休憩がある毎に、どうだった、こうだったといろいろしゃべって、これはどうでしょうかねと裁判官に聞いたら、遠慮せずに質問してくださいということを聞いて、とても質問しやすかったです。事前に裁判官とも確認して、こういうことは聞いていいのですかということも聞いてくださったので聞き足りなかったという印象はありませんでした。

○司会者

ありがとうございます。冒頭のところでお話しいただいた量刑の関係で、量刑の評議をする前に裁判官からは、行為責任主義といって、実際に被告人がやったことを見て量刑を考えていただきたいとか、あるいは刑の公平という点で同じようなことをした人には同じような刑罰が与えられてしかるべきですよというようなことを説明されたと思うのですが、その説明ぶりとかはいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者6

裁判員になって、評議室へ入ってから裁判官と話をしていた、被告人がやったことについて判断するものということと言われて、例えば、殺すつもりはなかったということで刑を軽くするのではなくて、被告人がやったことで、もしかしたら死んでしまうかもしれないとか、そういうやったことに対して判断をするものということとかを教えてくださいましたので、やった事実で量刑が決まるのだなということがわかってとても決めやすかったです。そういう事実があったのか、それともなかったのかということで、傷害罪なのか殺人未遂罪なのかというどちらに当たる罪なのかということ的前提に評議していたので、そのあたりはとても勉強になり、わかりやすかったですと思いました。絶対死ぬようなことをしておいて、いやいや殺すつもりはなかったのですと言っても、それは傷害ということにはならない、こういうことをしたら死んでしまうかもしれないということがわかっていてやったら、それは殺人未遂罪に該当するということを聞いて、気持ち的な部分では、例えば、執行猶予をつけるかつかないかとか、有罪か無罪かを決定したあとに量刑を判断するということを教えていただいたので決めやすかったですと思いました。

#### ○司会者

ありがとうございます。量刑の考え方と私たちは言うておりますけれども、行為の重さを見て結果的な重さ、それからその行為をした行為者をどの程度非難できるのかというところを考えて量刑をする、その場合には同じようなことをしたときには同じような罪をとということも考えていただきたいという説明をしていると思うのですが、その説明内容が納得していただけたか、あるいは説明が不十分でなかなか納得しないまま進んでしまったかといったところをお聞かせいただきたいのですが。

#### ○裁判員経験者5

私が担当した事件は人を死なせるという事案でした。量刑は求刑の範囲内だったので、どうしても人を殺したといえは重い罪だなというふうに素人としては思いがちですが、何も基準がない以上は同じような事例を基準にするのはやむを得ないのかなというふうに思っていました。検察官の求刑をどう考えるかという話が

ありましたが、それについては、私としては私たちが基準を持っていない以上は一応そこがベースになって、あとは私のときは情状ということで、ここはこうですよ、だからこうですよというふうに整理していただいたものがありまして、それを一つ一つ検察官の言っている内容について1個1個議論をして、結局は検察官の求刑をベースにしたことで、上に上げる要素もあるし、下に下げる要素もあるからこれくらいではないですかみたいに決まっていたのかなという感じであり、ですから、どうしても素人だけの考えだけで量刑を決めるのは難しいなということを感じました。

○司会者

ありがとうございます。先ほど1番さんからお話があった量刑グラフについて伺いしますが、皆さんもご覧いただいて量刑を決められたと思いますが、はたしてグラフの中で重いほうの部類なのか、軽いほうの部類なのか、真ん中くらいなのかというようなところで御意見をいただいていたと思うのですが、何かこうすべきではないかとか、こういう点はこうしてほしいかというようなところはありますか。

○裁判員経験者1

量刑グラフを見た上で、例えば、今までの前例によれば10年だったのに、私たちの場合に20年にするとか、極端に増やしたりするという判断はできないのですか。

○司会者

量刑検索システムの検索結果というのは、これまでの裁判員裁判対象事件の蓄積でございますので、先ほど申し上げたところの刑の公平の観点というところもやはり考えなければいけないということを裁判官から説明があったものと思います。

○裁判員経験者1

私は裁判長に対して、どうして今までの過去の事例を参考にして決めるのですかと質問しました。何かちょっと腑に落ちないような感じでしたし、若者の犯罪とか多くなっているのに余りにも基準が甘いのではないかなと思いました。

#### ○司会者

例えば、福岡地裁で同じことをしたときに何年となったときに、では同じことをしたのが他の裁判所ではその刑が2倍でしたとか、その半分でしたということになりますと、やはり裁判を受けた被告人もどうしてそういうふうになるのだろうか、あるいは犯罪の被害者となった方からも御不満を持たれるだろうというような説明があったかと思うのですが、なかなかそのような説明でも納得できないというところもおありだったということでしょうか。

#### ○裁判官

先ほどから御意見が出されている量刑グラフの関係では、やはり裁判員からは、どういう意味があるのだろうかという疑問を持たれたりとか、御質問を受けることは結構あります。過去の裁判例に従うのであれば、裁判員が参加する意味がないのではないかという御質問を受けることがあるのですが、ただ量刑グラフといってもピンポイントで決まっているわけではなくて、ある程度の幅があるものと理解しています。そうすることでこれまでの裁判員裁判がどんどん積み重なり、その幅がどんどん動いていくものと思っています。裁判員裁判が始まってからは、その幅が現に動いている事件もありますし、その幅が自由にならなくなっていきによって国民の皆さんが参加していただいて御意見が取り入れられているものであると思っています。その積み重ねが今続いている状況なのではないかと思っています。いずれにしてもこれまでどういう形でこういう量刑が決められていたかということ踏まえた上でやはり判断をしないと、刑の公平というものを保つことができませんので、量刑グラフを参考に判断していただくことはやはり必要ではないかと思っております。

### 3 これから裁判員になられる方へのメッセージ

#### ○司会者

最後に、これから裁判員裁判に参加していただく方々に向けて、先輩裁判員として、皆さんからお一言ずつメッセージをいただいて、この意見交換会を閉めさせて

いただきたいと思っております。

#### ○裁判員経験者7

裁判員に選ばれてとてもよい経験をさせていただいたと思っております。専門的知識はもちろんないのですけれども、一般人が考えるこういう事件に対してどういう量刑がいいのかとか、どういうことがあったのだ、こういうことでこの人は罪を犯したのだ、それならこれくらいの刑にしなければいけないというような、そういう自分たちが納得できそうなことを考えながら、それをまた裁判官に自由に言えるという場があるというのはとてもいい制度だと思いました。ただ、事件を私たちはもちろん選ばませんので、どういう事件を担当するのかドキドキ感はありました。やはり人によっては、裁判員を経験したことがトラウマになるという危険性があることを承知しながら、自分が担当することに責任感を持つ心構えが必要だと思いました。

#### ○裁判員経験者6

私もとてもよい経験をさせていただいたと思っています。今回経験してみて、誰でも自由に法廷傍聴できるということも知りましたし、実際に事件を見てこのようにして刑が決まっていくものであるということもとても勉強になりました。罪の決め方ということもわかりましたし、事件にかかわることができていろいろな家族間の中の揉め事はどこにいてもいつ起こってもおかしくない、どこにでもあり得る事件とかを実際に見るということができてとてもよい経験になったと思います。

#### ○裁判員経験者5

二度とない貴重な経験ができて非常に感謝しています。ただ、やはり難しかったと思います。担当した事件は割とわかりやすいものだったので、そんなに精神的な負担はなかったのかもしれませんが、これが、例えば、死刑になるような裁判とかだったらどういう気持ちになるのかなという感じがしています。ですから、この有罪、無罪の判決にまで私たち市民が参加していいものなのかという疑問を少し感じております。そうは言いながら、犯罪を犯した人がいても表面的な部分だけでな

く、それまでのいろいろな経緯とか、普通では見れない部分が当然裏に隠れているものもありますし、そういうことをきちんと裁判の中で明らかにしながら判断されているということを知ることができて、そういった意味では非常に良い経験であったと思っております。ですから、これからは他の人たちにも是非とも積極的に参加するよう勧めたいと思っています。

#### ○裁判員経験者 4

裁判員に選ばれたときは、何の知識もないのに本当にこんな判断ができるだろうかという不安ばかりが大きかったのですが、結局こうして見ると、裁判員全員がきちんと終えることができたことと、やはりこういう経験ができるというのはよいことだから他の人にも勧めたいと思っているにもかかわらず、なぜか世の中では裁判員裁判に対する理解がなかなか浸透していないという印象を受けたので、私たち経験者から、経験したほうが良いということをきちんと伝えていく必要があると思いました。

#### ○裁判員経験者 3

最初は全然何もわからなかったのが不安でしたが、終わってみると大変よい勉強になりました。ありがとうございました。

#### ○裁判員経験者 2

私も皆さんと同じ反省と意見でございますが、私は戦争体験がございまして、やはり今回のことを通して反省したことは、今後の若い人、特に国を背負っていく人、地域においては町内を背負っていくような人が本当に犯罪を犯してはいけないとか、こういうことはやはり未然にしてはいけないことを私たちが後輩に伝えていく必要があると思いましたが、ましてや今後裁判員になってくれる方にも勉強しながらやっていただきたいと思っています。

#### ○裁判員経験者 1

何も知らない私たちでもちゃんとできたかどうかはわかりませんが、1人の人を裁くことができました。裁判の流れも大体わかりました。また是非とも裁判員

に選ばれてほかの事件でも携わりたいと思いました。

○司会者

大変心強い御意見をいただきありがとうございます。

報道機関からのご質問はございますか。よろしいですか。

本日御参加いただきました皆さん方には多くの貴重な御意見，御指摘をいただきました。今後，私どもの運用の改善の参考とさせていただきたいと思っております。またこれから裁判員になられる方へのメッセージもいただき本当にありがとうございました。

それではこれもちまして，裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。

本日は大変お忙しい中，長時間にわたり貴重な御意見をいただきましてまことにありがとうございました。

以 上